



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 30 年 3 月

株式会社エヌリンクス

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式413,100千円(見込額)の募集及び株式174,960千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式99,144千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年3月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社エヌリンクス

東京都豊島区池袋二丁目14番8号池袋NSビル5階

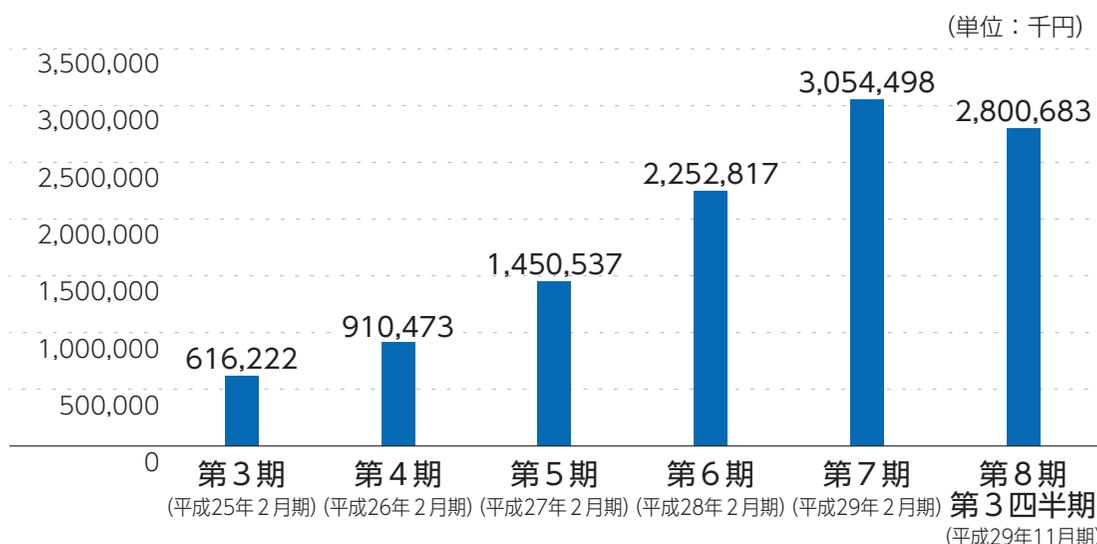
本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

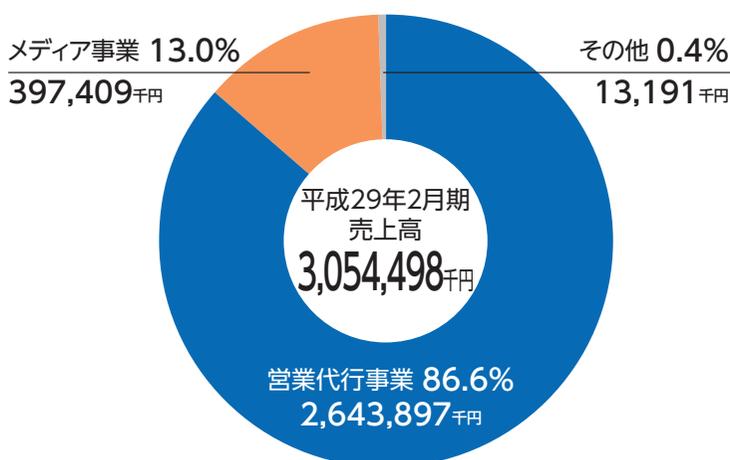
当社は、最高の『ウェブ×リアル』カンパニーを創造するというビジョンを掲げており、現在の事業は、日本放送協会（以下「NHK」といいます）からの放送受信料の契約・収納代行業務を主とする営業代行事業とチャットシステムを利用したお部屋探されサイトである「イエプラ」の運営およびゲーム攻略サイトである「アルテマ」の運営を主としたメディア事業で構成されております。

インターネットやメディア領域に専門性を持ち、BtoC領域での対面営業スキルを持つ当社は、環境変化が著しい昨今のインターネットメディア業界において、ウェブにリアルの関係性を掛け合わせることで、独自性を強め、他企業との差別化を図っております。

売上高推移



平成29年2月期売上高構成比



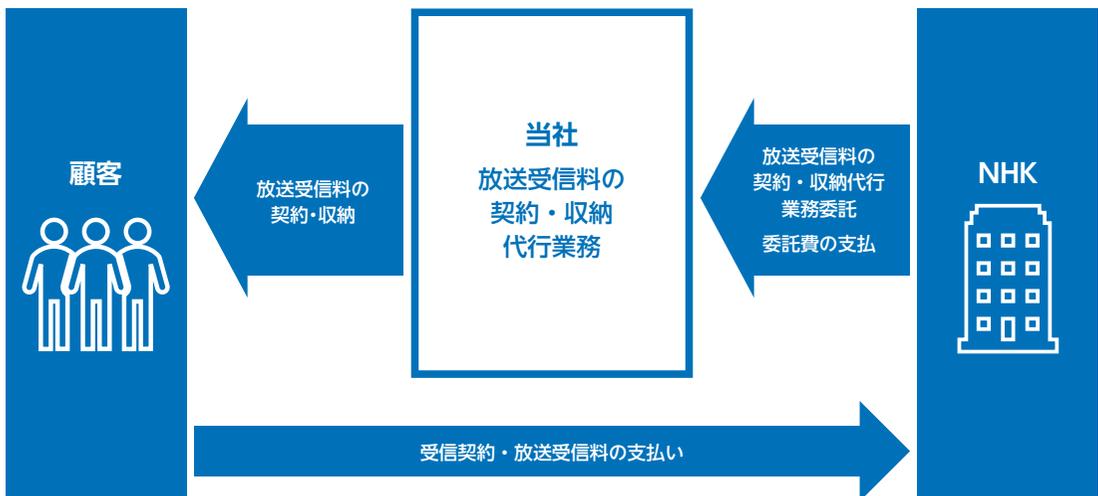
2 事業の内容

(1) 営業代行業業

当社の主力事業である営業代行業業は、NHKから受託する放送受信料の契約・収納業務であり、NHKとの契約は、入札形式であり、過去の実績や内部管理体制が重要となっております。当社は取引開始以来、安定した高い実績と品質の向上に励み、また、内部管理体制の構築を行うことにより、高価格で案件を受注し、事業の拡大を行っております。

NHKとの契約形態は、指名競争入札によって契約が決まる広域型、エリア管理型と企画競争入札によって契約が決まる市場化、公募型があります。現在の契約状況は、広域型、エリア管理型の契約が、関東、中部、関西、中国、四国、九州で9案件の契約となっており、また、市場化、公募型の契約が、関東、名古屋、関西、九州で19案件の契約を締結しております。

《事業系統図》



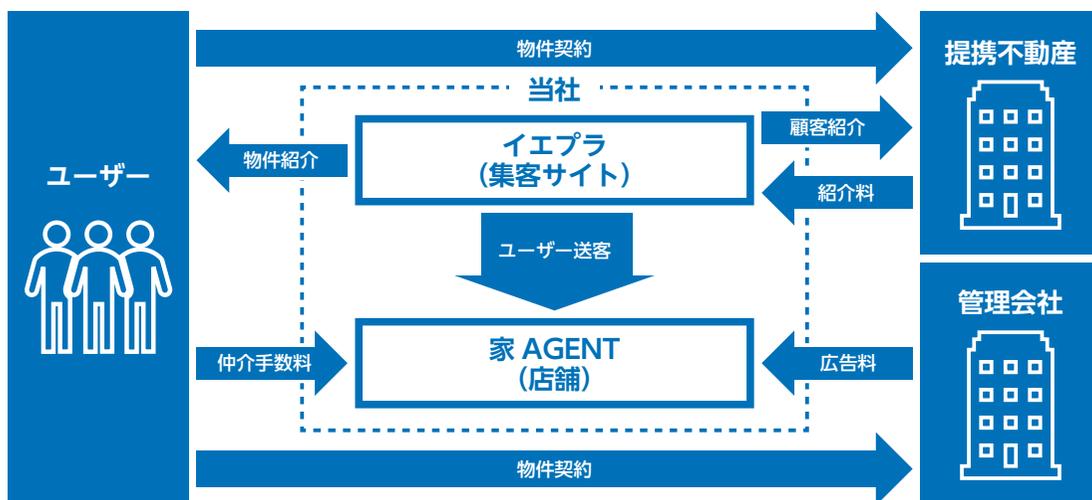
(2) メディア事業

イエプラ（チャットシステムを利用したお部屋探されサイト運営業務）

イエプラは、WEB上でリアルタイムにチャットでお部屋探しの相談ができる、お部屋探しの集客サイトであり、イエプラで集客し、チャットでニーズを確認したお客様を、当社の不動産仲介店舗「家AGENT」に送客してご契約までご案内させていただいております。家AGENTでは、お客様がご来店されなくても、お客様の内見されたいお部屋まで、出張してご案内させていただく「出張不動産」を行っており、チャットサービスによる物件のご案内から、内見、申込みまで、徹底してお客様のお部屋探しの手間を省くことで、事業を運営しております。

イエプラから家AGENTへ送客し、その後ご成約いただいたお客様から仲介手数料を頂戴し、管理会社から広告料を得ることで主にマネタイズを行っておりますが、家AGENTで対応できないお客様についても、提携する不動産会社へ送客することで、紹介料を頂いております。

《事業系統図》



来店せずチャットでお部屋探し出来るウェブサービス、ソーシャルアプリ



1



無料会員登録後。
希望条件の入力をして、チャット開始。

2



60秒以内に、
希望条件に合うお部屋をご紹介！

3



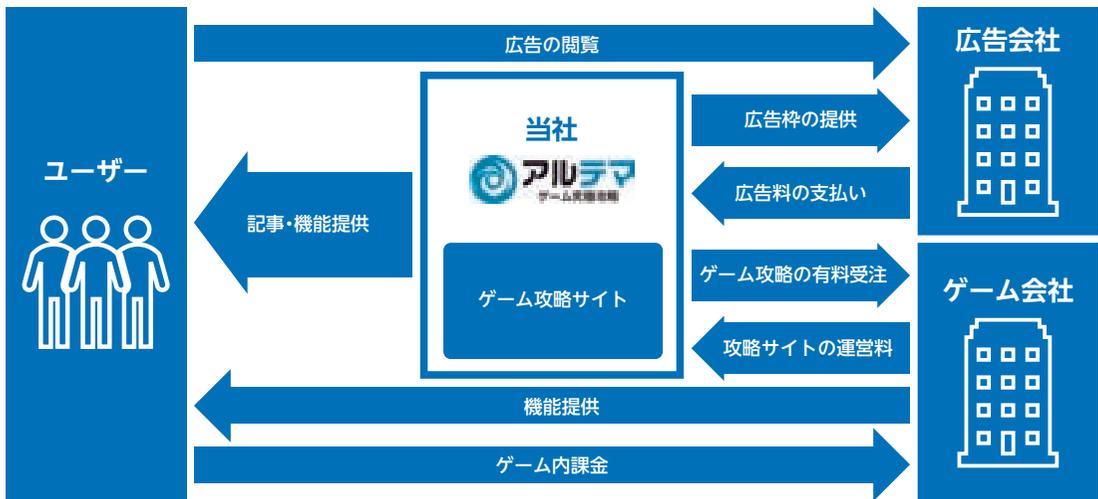
気に入った部屋が見つかったら
チャットで見学予約！

アルテマ（ゲームの攻略サイト運営業務）

アルテマはゲーム攻略サイトであり、ユーザーへゲームの攻略情報を提供し、ユーザーがその情報を活用することで、よりいっそうゲームを楽しんでいただくことを目的としております。

アルテマでは、ゲームの攻略情報を掲載し、ゲームユーザー様からのPVを集めることで広告価値を高め、ゲーム会社様やその他広告主様から攻略サイトの運営料や広告料を頂くビジネスモデルになっております。

《事業系統図》



3 当社の今後の取り組み

(1) 事業基盤の拡大

当社の主力業務は、放送受信料の契約・収納代行業務であり、その主要取引先は、日本放送協会1社であります。当社の売上高は、80%以上を日本放送協会に依存している状況にあるため、複数の業務を展開し、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考えております。現在、メディア事業（イエプラおよびアルテマ）を今後の事業の柱とすべく、営業代行事業で培ったノウハウを活用し、当該事業の拡大を行っております。

(2) 内部管理体制の強化

当社の内部管理体制は、企業規模に応じたものとなっております。今後は、特定の人員に過度に依存しないよう、経営体制を整備し、全般的経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制も強化・充実させていく予定であります。

(3) 優秀な人材の確保と育成

当社の今後の更なる成長において、優秀な人材を適時に採用することは極めて重要であると判断しております。

優秀な人材を採用していくために、企業としての採用競争力を強化しており、また、従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や人事制度の整備および運用を進めております。

(4) 情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育およびコンプライアンス研修の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

(5) 営業代行事業の平均勤続年数の向上

営業代行事業の平均勤続年数は、当社のメディア事業および管理部門社員と比べて短い傾向にあります。

当社では、努力が公平に反映され、モチベーションアップとなるよう社歴・経験・年齢に関係なく、社内基準により昇給・昇格・業績給が得られる評価制度を採用しておりますが、平均勤続年数の向上に向けて、各種研修の充実、職場環境の改善、福利厚生の実施に努めてまいります。

(6) 営業力の強化

当社の主力事業は、営業代行事業であり、今後も安定した収益を確保していくためには、社員一人ひとりの営業力の強化が必要であります。

具体的には、教育研修制度を充実させ、当社独自の営業ツールやマニュアル等の整備を行い、また、サポート部門を充実させ、営業に集中できる環境を構築し、一層の営業力の強化を図ってまいります。

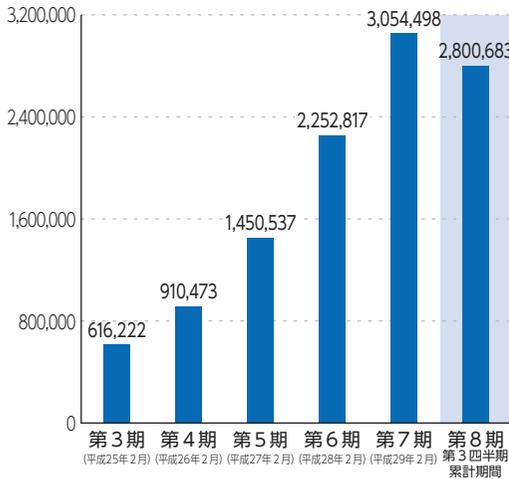
(7) 事業領域の拡大

強固な経営基盤と持続的な成長を可能とする多極的な事業構造を構築するため、経営資源の選択と集中並びに事業領域の拡大を推進してまいります。

そのために、当社が今まで培った技術・ノウハウ活用し、成長の期待される市場に向けた先見的なソリューションの企画、開発、事業化等、新しい事業の創出に取り組んでまいります。

売上高

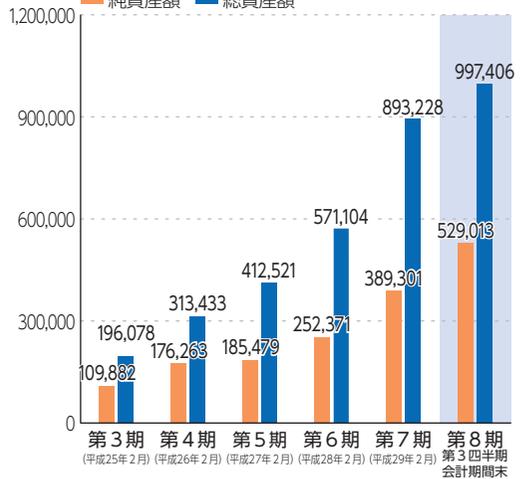
(単位：千円)



純資産額／総資産額

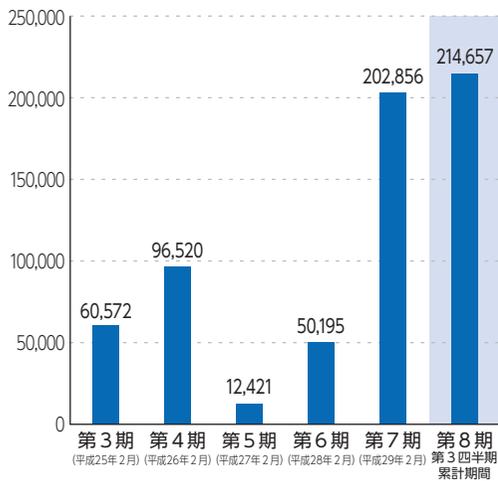
(単位：千円)

■ 純資産額 ■ 総資産額



経常利益

(単位：千円)



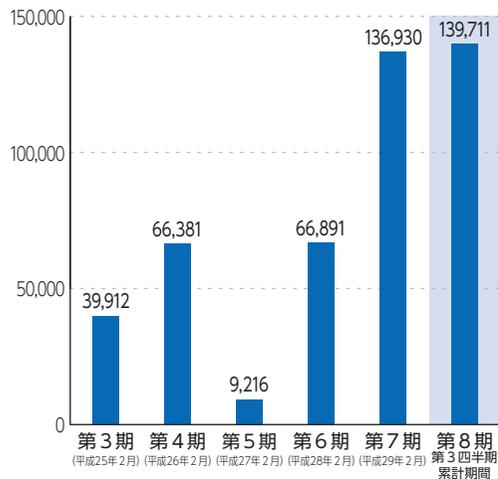
1株当たり純資産額

(単位：円)



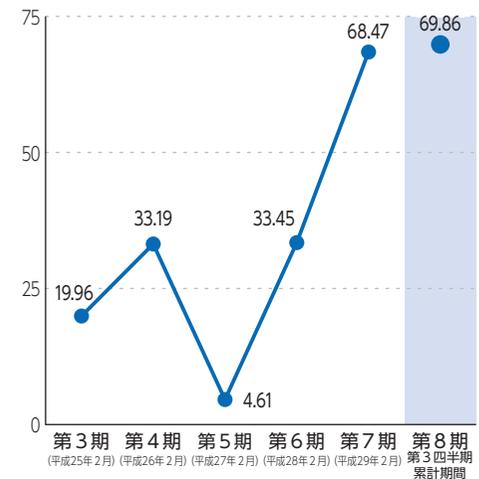
当期（四半期）純利益

(単位：千円)



1株当たり当期（四半期）純利益金額

(単位：円)



(注) 当社は、平成29年2月7日付けで株式1株につき1,000株の割合で株式分割および平成30年3月3日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	2
3 【募集の条件】	3
4 【株式の引受け】	4
5 【新規発行による手取金の使途】	4
第2 【売出要項】	5
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	5
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	6
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	8
第二部 【企業情報】	10
第1 【企業の概況】	10
1 【主要な経営指標等の推移】	10
2 【沿革】	12
3 【事業の内容】	13
4 【関係会社の状況】	15
5 【従業員の状況】	15
第2 【事業の状況】	16
1 【業績等の概要】	16
2 【生産、受注及び販売の状況】	18
3 【対処すべき課題】	19
4 【事業等のリスク】	20
5 【経営上の重要な契約等】	25
6 【研究開発活動】	25
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	30

第4	【提出会社の状況】	31
1	【株式等の状況】	31
2	【自己株式の取得等の状況】	35
3	【配当政策】	35
4	【株価の推移】	35
5	【役員の状況】	36
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	38
第5	【経理の状況】	44
1	【財務諸表等】	45
第6	【提出会社の株式事務の概要】	75
第7	【提出会社の参考情報】	76
1	【提出会社の親会社等の情報】	76
2	【その他の参考情報】	76
第四部	【株式公開情報】	77
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	77
第2	【第三者割当等の概況】	78
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	78
2	【取得者の概況】	80
3	【取得者の株式等の移動状況】	81
第3	【株主の状況】	82
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年3月23日	
【会社名】	株式会社エヌリンクス	
【英訳名】	NLINKS Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗林 憲介	
【本店の所在の場所】	東京都豊島区池袋二丁目14番8号 池袋NSビル5階	
【電話番号】	03-5957-2170 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 栗林 圭介	
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区池袋二丁目55番2号 鈴木ビル2階	
【電話番号】	03-6825-5022	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 栗林 圭介	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	413,100,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	174,960,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	99,144,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000(注)2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年3月23日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成30年4月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成30年3月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式61,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成30年4月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年4月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	300,000	413,100,000	223,560,000
計(総発行株式)	300,000	413,100,000	223,560,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年3月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,620円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は486,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年4月20日(金) 至 平成30年4月25日(水)	未定 (注) 4.	平成30年4月26日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年4月9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年4月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年4月9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年4月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成30年3月23日開催の取締役会において、平成30年4月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事と、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年4月27日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)[の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成30年4月11日から平成30年4月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 池袋西口支店	東京都豊島区西池袋二丁目15番地2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込 金として、平成30年 4月26日までに払込 取扱場所へ引受価額 と同額を払込むこと といたします。 3. 引受手数料は支払わ れません。ただし、 発行価格と引受価額 との差額の総額は引 受人の手取金となり ます。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
計	—	300,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、平成30年4月9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年4月18日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
447,120,000	4,500,000	442,620,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,620円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額442,620千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限91,212千円については、メディア事業の事業拡大に伴う設備投資および運転資金等へ充当する予定であります。

具体的には、イエプラおよびアルテマの新規顧客獲得のためのシステムの開発および改修費用、システムエンジニア等の採用、家AGENTの出店費用およびメディア事業におけるプロモーション費用であります。

なお、手取金の充当予定時期は以下のとおりであります。具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

内容	平成31年2月期	平成32年2月期	平成33年2月期
システムの開発・改修	172,500千円	80,000千円	101,000千円
エンジニア等の採用	25,000千円	15,000千円	15,000千円
家AGENTの出店費用	27,000千円	27,000千円	26,000千円
プロモーション費用	15,000千円	15,000千円	15,332千円

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年4月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	108,000	174,960,000	東京都文京区 栗林 憲介 50,000株 東京都新宿区 栗林 圭介 50,000株 東京都練馬区 花井 大地 8,000株
計(総売出株式)	—	108,000	174,960,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,620円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 4月20日(金) 至 平成30年 4月25日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の 本店及び 営業所	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年4月18日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	61,200	99,144,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 61,200株
計(総売出株式)	—	61,200	99,144,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年3月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式61,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,620円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】
該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】
該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 平成30年 4月20日(金) 至 平成30年 4月25日(水)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である栗林憲介(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年3月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式61,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 61,200株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成30年5月24日(木)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋西口支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成30年5月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の取締役であり売出人かつ貸株人である栗林憲介、当社の取締役であり売出人である栗林圭介及び花井大地、当社の取締役である前川英人及び鹿内一勝ならびに当社の株主である株式会社KKインベストメント及び株式会社ケイアンドケイは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年7月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年10月23日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行およびオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年3月23日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
売上高 (千円)	616,222	910,473	1,450,537	2,252,817	3,054,498
経常利益 (千円)	60,572	96,520	12,421	50,195	202,856
当期純利益 (千円)	39,912	66,381	9,216	66,891	136,930
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000
純資産額 (千円)	109,882	176,263	185,479	252,371	389,301
総資産額 (千円)	196,078	313,433	412,521	571,104	893,228
1株当たり純資産額 (円)	109,882.11	176,263.15	185,479.64	126.19	194.65
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	44,279.78	66,381.04	9,216.49	33.45	68.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.0	56.2	45.0	44.2	43.6
自己資本利益率 (%)	46.7	37.6	5.0	26.5	35.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	39,589	283,152
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	60,053	△29,041
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	202,759	456,869
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	86 〔5〕	138 〔12〕	290 〔36〕	382 〔87〕	414 〔165〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向についてはそれぞれ記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第3期、第4期、第5期及び第6期は潜在株式が存在しないため、また、第7期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第6期および第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査はを受けておりません。
8. 第3期、第4期および第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 平成29年1月10日開催の臨時取締役会決議に基づき、平成29年2月7日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っており、また、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 平成29年2月7日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割および平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第3期 平成25年2月期	第4期 平成26年2月期	第5期 平成27年2月期	第6期 平成28年2月期	第7期 平成29年2月期
1株当たり純資産額 (円)	54.94	88.13	92.74	126.19	194.65
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.96	33.19	4.61	33.45	68.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、最高の『ウェブ×リアル』カンパニーを創造するというビジョンを掲げ、現在、営業代行事業およびメディア事業等を運営しております。

当初は、日本放送協会（以下、「NHK」といいます。）からの契約・収納代行業の受託会社としてスタートいたしましたが、平成24年の成果報酬型のメディアサイト「塾・予備校ナビ」のリリースを皮切りに本格的にメディア事業を開始し、現在は『ウェブ×リアル』カンパニーとして事業を運営しております。

年月	概要
平成22年3月	B to Cに特化したコンサルティング、アウトソーシング企業として、東京都港区六本木に株式会社エヌリンクス（資本金1,000千円）を設立
平成22年6月	埼玉県所沢市に本社を移転
平成23年9月	東京都豊島区東池袋に本社を移転
平成24年2月	当社初のオウンドメディア「塾・予備校ナビ」をリリース
平成24年4月	資本金を10,000千円に増資
平成24年7月	東京都豊島区池袋に本社を移転
平成25年2月	大阪府大阪市に大阪支店を開設
平成26年7月	インターネットメディア「家AGENT+（現「イエブラ」）」をリリース
平成26年8月	東京都豊島区に町の家探し店舗「家AGENT」を開設
平成27年2月	インターネットメディア「アルテマ」をリリース
平成27年3月	メディア事業の更なる拡大を目的として東京都豊島区にMedia Labを開設

3 【事業の内容】

当社の事業は、NHKからの契約・収納代行業務を主とする営業代行業業とチャットシステムを利用したお部屋探されサイトである「イエプラ」の運営およびゲーム攻略サイトである「アルテマ」の運営を主としたメディア事業で構成されております。

インターネットやメディア領域に専門性を持ち、B to C領域での対面営業スキルを持つ当社は、環境変化が著しい昨今のインターネットメディア業界において、ウェブにリアルの関係性を掛け合わせることで、独自性を強め、他企業との差別化を図っております。

(1) 事業セグメント

当社の事業の内容及び報告セグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、報告セグメントと同一の区分であります。

営業代行業業

主にNHKから受託する放送受信料の契約・収納代行業務を行っております。

メディア事業

主にイエプラおよびアルテマの運営を行っております。

その他

主に求人広告の販売、採用や営業のコンサルティング業務等を行っております。

(2) 業務の概要

① 営業代行業業

当社は、平成22年3月の設立以降、NHKから継続して放送受信料の契約・収納代行業務（以下「NHK業務」といいます。）の委託を受けてまいりました。平成29年2月末時点で、その契約数は、東京、大阪を中心に22契約となっており、毎期その契約数を増やしております。

業務内容

主にNHK営業システムの携帯端末を使用し、下記の業務を行います。

- ・対象地区内の「全戸点検」による放送受信契約未契約者の点検
NHKより提供された放送受信契約の契約台帳を基に、訪問を行い在宅の確認等を実施いたします。
- ・放送受信契約の締結および放送受信契約者の転入に伴う住所変更の手続
未契約者または転居後住所変更の手続が未了の方を対象に、契約の勧奨・手続および住所変更の手続を実施いたします。
- ・放送受信料の未取者および一部未納者に対する収納および収納督促
未納者を対象に、お支払の再開手続および収納を実施いたします。
- ・放送受信料の口座振替・クレジットカード継続支払の勧奨と手続
振込用紙等を用いての継続支払の契約者を対象に、口座振替、クレジットカード継続支払の勧奨と手続を実施いたします。
- ・放送受信契約者の契約氏名等の各種変更手続
契約者の方を対象とした名義変更手続を実施いたします。
- ・放送受信契約者の転出等の手続
契約者の方を対象とした転出手続を実施いたします。
- ・訪問・面接時等の結果登録
営業システムの携帯端末に上記の結果を登録いたします。

また、上記のほか、対策シフト表（月単位でまとめた業務計画の概要）の作成・提出、日次、週次でのNHKの局・センターへの報告等を行っております。

② イエブラ（チャットシステムを利用したお部屋探されサイト運営業務）

イエブラは「チャット不動産」というサービスで、新たなお部屋探しのスタイルを世の中に提供しております。

従来の不動産サイトでは、膨大な不動産情報の中から、物件を借りたい人自身が能動的に物件を探す必要がありましたが、当社が運営する「イエブラ」では、ユーザー（物件を借りたい人）がチャットシステムを使い、希望条件等を入力すれば、部屋探しのプロフェッショナルがユーザーにとって最適な物件を提案いたします。

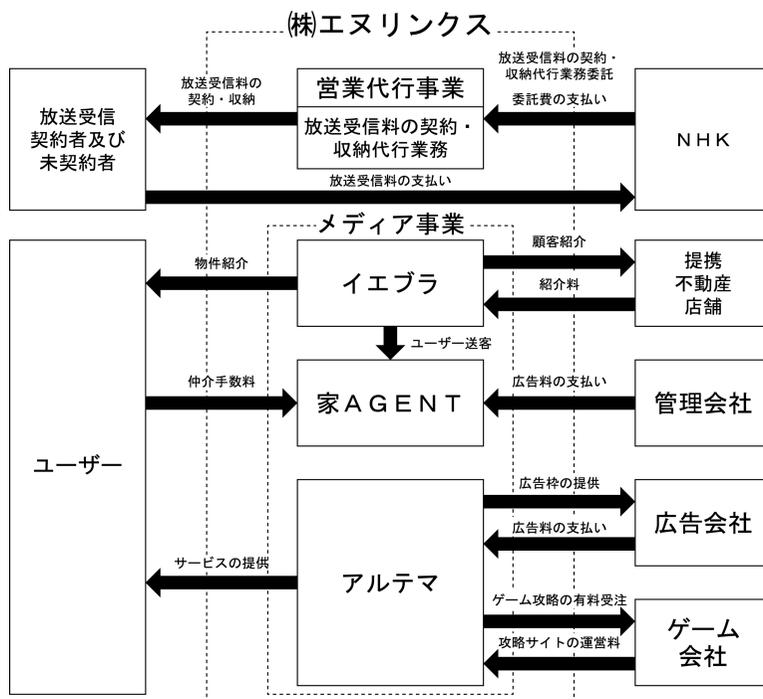
なお、その際、希望の物件が見つかったユーザーに自社店舗である「家AGENT」にて物件を紹介することにより、または、ユーザーを提携先の不動産店舗へ送客することにより、手数料収入を受領しております。

③ アルテマ（ゲームの攻略サイト運営業務）

当社が運営する「アルテマ」は、ゲームの攻略サイトであり、サイト内にインフィード広告（Webサイトやアプリのコンテンツとコンテンツの間に表示される体裁の広告）を掲載し、ディスプレイ広告としての収入やリンク先からのスマホアプリのダウンロードによる成功報酬型広告による収入によって収益を得ております。

現在、アルテマでは、モンスター、パズドラといったタイトルをはじめ、平成30年2月末において全56タイトルのゲームの攻略情報を掲載しており、月間PV数は、平成30年2月において、約1億PVとなっております。

当社の事業系統図は、以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
539 (263)	28歳4ヶ月	2年2ヶ月	3,099

セグメントの名称	従業員数(名)
営業代行事業	442 (152)
メディア事業	78 (97)
その他の事業	2 (2)
全社(共通)	17 (12)
合計	539 (263)

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
2. 臨時従業員は、契約社員およびパートタイマーの従業員であります。
3. 最近日までの11か月において従業員数が125名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 全社(共通)は、経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社に労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第7期事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策の継続に伴い企業業績の向上や雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかながらも回復基調で推移しました。しかしながら、米国新政権の政策変更やそれに伴う世界経済への影響による不確実性の高まり、新興国経済の景気減速や世界的な地政学リスクの高まりにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、主力事業である放送受信料の契約・収納代行業務を主とした営業代行事業と「イエブラ」および「アルテマ」を主としたメディア事業の拡大に努めてまいりました。

当事業年度の売上高につきましては、営業代行事業において、関東地方、関西地方および中国地方に合計3支店を新規に開設し、また、メディア事業の大幅な拡大を行ったことから、3,054,498千円と前期と比べ801,680千円(35.6%)の増収となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、業務の拡大に伴い従業員数が増加したことから、給料及び手当が1,438,985千円(前期比10.2%増)、賞与が284,727千円(前期は該当ありません)となり、また、法定福利費を281,354千円(同54.9%増)計上した結果、販売費及び一般管理費の合計は2,852,553千円(同29.3%増)となりました。この結果、営業利益は201,945千円と前期と比べ155,245千円(332.4%)の増益となりました。

営業外収益は3,203千円(同22.3%減)、営業外費用は2,292千円(同264.0%増)となり、この結果、経常利益は202,856千円と前期と比べ152,661千円(304.1%)の増益となりました。

また、法人税等合計65,926千円(同128.4%増)を計上した結果、当期純利益は136,930千円と前期と比べ70,038千円(104.7%)の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 営業代行事業

当セグメントにおきましては、主に放送受信料の契約・収納代行業務で、当期に3支店の新規開設を行い、また、既存支店においても好調に推移したことから、売上高は2,643,897千円と前期と比べ518,882千円(24.4%)の増収となりました。

一方、業務の拡大に伴い、給料及び手当、賞与が1,542,411千円(前期比28.3%増)となり、また、採用費および募集費を合計123,137千円(同31.6%減)計上した結果、販売費及び一般管理費の合計は2,343,660千円(同22.6%増)となりました。この結果、セグメント利益(営業利益)は300,236千円と前期と比べ87,396千円(41.1%)の増益となりました。

② メディア事業

当セグメントにおきましては、まず、イエブラおよび家AGENTの売上高が業務の拡大により239,153千円(前期比179.5%増)となり、また、平成28年1月より売上高の計上を開始したアルテマが通期で寄与したことにより、メディア事業全体の売上高は397,409千円と前期と比べ293,852千円(同283.8%)の増収となりました。

一方、業務の拡大に伴い、給料及び手当、賞与を194,756千円(前期比120.5%増)、広告費49,770千円(同11.5%減)等を計上した結果、販売費及び一般管理費の合計は442,174千円(同96.6%増)となりました。この結果、セグメント損失(営業損失)は44,765千円(前期は営業損失121,314千円)となりました。

③ その他

当セグメントにおきましては、求人広告の代理店業務により、売上高は13,191千円と前期と比べ11,054千円(45.6%)の減収となり、セグメント利益(営業利益)は503千円(前期比72.1%減)となりました。

第8期第3四半期累計期間（自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、公共投資の増加や企業業績の回復に伴い、雇用・所得環境が改善傾向を辿り、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、EU諸国を始め、アジア諸国の政治動向や米国政権の政策、金融市場の不安定化等により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、主力事業である放送受信料の契約・収納代行業務を主とした営業代行事業と「イエブラ」および「アルテマ」を主としたメディア事業の拡大に努めてまいりました。

当第3四半期累計期間の売上高につきましては、営業代行事業において、関東地方および九州地方に合計3支店を新規に開設し、また、メディア事業の大幅な拡大を行ったことから、2,800,683千円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、業務の拡大に伴い従業員数が増加したことから、給料及び手当が1,386,540千円、賞与が254,177千円となり、また、法定福利費を233,179千円計上した結果、販売費及び一般管理費の合計は2,590,174千円となりました。この結果、営業利益は210,508千円となりました。

営業外収益は7,687千円、営業外費用は3,539千円となり、この結果、経常利益は214,657千円となりました。

特別利益及び特別損失はありません。法人税等合計74,945千円を計上した結果、四半期純利益は139,711千円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 営業代行事業

当セグメントにおきましては、主に放送受信料の契約・収納代行業務で、当第3四半期累計期間に3支店の新規開設を行い、また、既存支店においても好調に推移したことから、売上高は2,264,343千円となりました。

一方、業務の拡大に伴い、給料及び手当、賞与が1,371,452千円となり、また、採用費および募集費を合計106,899千円計上した結果、販売費及び一般管理費の合計は2,047,594千円となりました。この結果、セグメント利益（営業利益）は216,749千円となりました。

② メディア事業

当セグメントにおきましては、まず、イエブラおよび家AGENTの売上高が業務の拡大により282,073千円となり、また、アルテマが前期末より、ゲーム攻略サイトの有料運営を新たに開始したことにより、メディア事業全体の売上高は524,963千円となりました。

一方、業務の拡大に伴い、給料及び手当、賞与を261,271千円となり、また、広告費21,733千円を計上した結果、販売費及び一般管理費の合計は493,393千円となりました。この結果、セグメント利益（営業利益）は31,569千円となりました。

③ その他

当セグメントにおきましては、求人広告の代理店業務により、売上高は11,376千円となり、セグメント利益（営業利益）は807千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自平成28年3月1日 至平成29年2月28日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ254,110千円増加し456,869千円となりました。

営業活動による資金の増加は283,152千円（前事業年度は39,589千円の増加）となりました。これは主に、税引前当期純利益202,856千円、未払費用の増加138,968千円、減価償却費14,653千円、未払消費税等の増加11,527千円があった一方で、法人税等支払額47,992千円、営業未収入金の増加35,794千円があったことによるものであります。

投資活動による資金の減少は29,041千円（前事業年度は60,053千円の増加）となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出14,069千円、無形固定資産の取得による支出10,650千円、有形固定資産の取得による支出4,322千円があったことによるものであります。

財務活動による資金の増減は、前期、当期共にありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、営業代行等の業務を行っており生産を行っておらず、また、当社の事業において受注という概念は存しないため、生産実績及び受注状況について記載しておりません。

販売実績

第7期事業年度及び第8期第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)		第8期第3四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)
	売上高(千円)	前期比 (%)	売上高(千円)
営業代行事業	2,643,897	124.4	2,264,343
メディア事業	397,409	383.8	524,963
その他の事業	13,191	54.4	11,376
合計	3,054,498	135.6	2,800,683

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第6期事業年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)		第7期事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)		第8期第3四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
NHK	2,101,840	93.3	2,641,753	86.5	2,264,343	80.8

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が継続的に安定した成長を続けていくためには、営業代行業業の拡大と共に、イエブラおよびアルテマの満足度を高め、顧客からの信頼を向上させ、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を高めていく必要があると認識しております。当社は、これらを主要な課題として認識し、以下のように取り組んでおります。

(1) 事業基盤の拡大

当社の主力業務は、放送受信料の契約・収納代行業務であり、その主要取引先は、日本放送協会1社であります。当社の売上高は、第7期事業年度においては80%以上をNHKに依存している状況にあるため、複数の業務を展開し、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考えております。現在、メディア事業（イエブラおよびアルテマ）を今後の事業の柱とすべく、営業代行業業で培ったノウハウを活用し、当該事業の拡大を行っております。

(2) 内部管理体制の強化

当社の内部管理体制は、企業規模に応じたものとなっております。今後は、特定の人員に過度に依存しないよう、経営体制を整備し、全般的経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制も強化・充実させていく予定であります。

(3) 優秀な人材の確保と育成

当社の今後の更なる成長において、優秀な人材を適時に採用することは極めて重要であると判断しております。

優秀な人材を採用していくために、企業としての採用競争力を強化しており、また、従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や人事制度の整備および運用を進めております。

(4) 情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育およびコンプライアンス研修の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

(5) 営業代行業業の平均勤続年数の向上

営業代行業業の平均勤続年数は、当社のメディア事業および管理部門社員と比べて短い傾向にあります。

当社では、努力が公平に反映され、モチベーションアップとなるよう社歴・経歴・年齢に関係なく、社内基準により昇給・昇格・業績給が得られる評価制度を採用しておりますが、平均勤続年数の向上に向けて、各種研修の充実、職場環境の改善、福利厚生の実施に努めてまいります。

(6) 営業力の強化

当社の主力事業は、営業代行業業であり、今後も安定した収益を確保していくためには、社員一人ひとりの営業力の強化が必要であります。

具体的には、教育研修制度を充実させ、当社独自の営業ツールやマニュアル等の整備を行い、また、サポート部門を充実させ、営業に集中できる環境を構築し、一層の営業力の強化を図ってまいります。

(7) 事業領域の拡大

強固な経営基盤と持続的な成長を可能とする多極的な事業構造を構築するため、経営資源の選択と集中並びに事業領域の拡大を推進してまいります。

そのために、当社が今まで培った技術・ノウハウ活用し、成長の期待される市場に向けた先見的なソリューションの企画、開発、事業化等、新しい事業の創出に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業に関するリスク

(営業代行事業)

① 特定の取引先への依存について

当社の主要な取引先は、NHK 1社であります。

当社は、NHKとの間で、業務の実施対象となる地区ごとに、放送受信料の契約・収納代行業務等に係る業務委託契約を締結しております。

当社は、第7期事業年度においては売上高の80%以上をNHKに依存している状態にあるため、現在、メディア事業を中心に複数の事業を展開し、NHKへの売上高の割合の低下を図っております。

また、社内研修の実施等を行うことにより、品質の強化に努め、NHKとのより強固な取引関係の構築を図っております。

しかしながら、NHKとの業務委託契約においては、自動更新条項は定められていないため、契約期間の満了後において、引き続き当社が業務を継続することについての法的な保証はありません。

当社では、これまでの実績や業務の品質の高さから、今後においてもNHKとの安定的な取引関係が継続できるものと認識しており、既存の個別案件の契約期間の延長や再契約、新規案件の獲得が可能であると考えておりますが、何らかの理由により、NHKとの取引形態の変化や関係の悪化が生じた場合には、これらの契約の継続的な獲得等が困難になり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、NHKは、当社以外の事業者に対しても、放送受信料の契約・収納代行業務の委託を行っておりますが、それらの委託を受けた事業者による不正行為や不祥事が発生する等した結果、NHKの放送受信料の契約・収納代行業務そのものに対する評判が悪化する等した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、NHKが今後、法人に対する放送受信料の契約・収納代行業務の委託自体を廃止した場合には、当社のNHK業務は継続が困難になり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 放送法等の改正等による影響について

当社がNHK業務において取扱うNHKの放送受信契約については、放送法に定めが置かれており、同法において、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、NHKとその放送の受信についての契約をしなければならない旨が定められております。また、同法においては、受信契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないものとされており、NHKでは、これに従って、「日本放送協会放送受信規約」を策定し、あらかじめ総務大臣の認可を受けて、これを受信契約の条項として用いております。

当社では、NHKと業務委託契約を締結し、このような法令等の根拠に基づく放送受信契約について、契約・収納代行業務を行っております。なお、平成29年12月の最高裁判決においては、放送法64条1項の規定について、「受信設備設置者に対して受信契約の締結を強制する旨を定めた規定」であるとする判断が示されております。

しかしながら、このような制度のあり方については、メディア環境や社会環境の変化を踏まえた様々な考え方がありうるところであり、今後において、放送法等の関連法令等が改正された場合や、それらに対する法解釈が変更された場合、放送受信契約の内容が変更された場合等においては、NHKと当社との間の業務委託契約の内容に影響を及ぼす可能性があり、そのような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 営業社員の雇用確保について

当社の収益は、営業社員の人数と一定の相関関係があり、また、クライアントであるNHKからも、対象地区ごとの契約を締結する時点で、一定の人数の確保が求められております。

当社は、社内に採用チームを設け、毎月積極的な採用を行っており、また、公正な評価制度に基づく待遇および福利厚生の実施により営業社員の士気向上と職場環境の活性化を図り、優れた営業社員の確保に努めております。

しかしながら、採用活動が当社の想定以上に振るわなかった場合、また、労働環境の変化や行政処分等により当社のイメージが低下し、予定どおり営業社員の確保を行えなかった場合には、当社のNHK業務における競争力および業務運営上の効率性が損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 不正・不祥事について

当社の主力業務であるNHK業務については、主に個々の営業員が個人宅等を個別に訪問することにより実施しております。営業活動中、営業員は、1人で行動することが多くなっており、その行動について、常に責任者等による監視が行われているわけではありません。したがって、このような業務の特性上、営業員による不正行為や不祥事等が発生する可能性を完全に否定することはできません。当社では、営業員等に対して、危機管理講習を入社後3か月間は毎月、その後は半年に1回実施しており、また、毎月取締役がコンプライアンス研修を行い、不正行為や不祥事等の防止に努めており、また、これらが実際に発生してしまった場合には、都度、再発の防止策を講じております。

このような当社の取組みにも関わらず、万一、営業員等による不正行為や不祥事等が発生した場合には、それらが発生した支店等に対して、NHKから支店単位で数日間の業務停止処分を受ける可能性があるほか、業務委託契約の解除が行われる可能性があります。また、当該支店以外の支店等に係る業務委託契約にも影響を及ぼす可能性や、その後において当社が新たにNHKと業務委託契約を締結しようとする場合等においても、当社に不利な取扱いを受ける可能性があります。さらに、当社に対する評判が悪化することにより、当社の営業員による営業活動が困難になる可能性もあります。このような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ クレームやトラブルの発生について

当社のNHK業務は、主に個々の営業員が個人宅等を個別に訪問することにより実施しており、その際に、夜間に個人宅等を訪問する場合があります。このような営業活動の中で、訪問先のお客様等との間でのやり取り等に起因して、クレームやトラブルが発生する場合があります。

当社は、営業員等に対する各種研修等を行い、クレームやトラブルの防止に努めております。また、万一これらが発生した場合には、迅速かつ丁寧な対応を行うことを心掛けており、速やかにNHKに対してクレームやトラブルの内容を報告するとともに、役員及び管理者が発生したクレームやトラブルの内容を共有し、再発防止策を策定・実行して、クレームやトラブルの再発防止に努めております。

しかしながら、今後、重大なクレームやトラブル、あるいは訴訟等が発生し、当社の評判が低下した場合や、NHKとの業務委託契約に影響を及ぼした場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 競合について

当社がNHKから受託する、放送受信料の契約・収納代行業務は、複数の競合企業が存在し、厳しい競争環境にあります。当社は、平成22年の取引開始以降、安定した品質と実績によりNHKと良好な関係を構築しております。

しかしながら、今後、法人数が増加し競争が激化した場合、新規案件の獲得が困難になり、また、入札における厳しい価格競争に巻き込まれ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑦ 個人情報保護について

当社が行う営業代行業務において、当社は個人情報を一時的に保管する場合があります。不正アクセスによる個人情報の流出等の可能性が存在しております。

当社は、徹底した個人情報の管理体制を構築しているため、現在まで個人情報の流出による問題は発生していませんが、今後、個人情報の流出等が発生した場合には、当社に対する損害賠償の請求、訴訟、行政官庁やNHK等による制裁、刑事罰その他の責任追及等により、社会的信用を失う可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 季節変動について

当社が行う放送受信料の契約・収納代行業務においては、新年度が始まり、転居等が増える3月、4月に売上高が増加する傾向にあり、また、気象条件に左右される可能性があります。

これらの事象に対応できる業務体制の構築に努めていますが、当社の想定を上回る事象が発生し、業務対応が間に合わない事態になった場合、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 大規模な災害等の発生について

当社は、東京を中心に名古屋、大阪、松山、広島、福岡等の全国で業務を展開しております。

NHK業務は、各支店を拠点として、未契約者等に対し、個別の訪問を行っておりますが、今後、地震、津波、台風、洪水、大雪等により、社会的インフラに重大な障害が起こった場合又は当社の支店や設備に重大な被害が発生した場合には、正常に業務を行うことが困難となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 人口・総世帯数の減少について

当社の行うNHK業務は、主に受信契約を行っていない世帯が対象となります。

今後、長期に亘る少子高齢化の影響により人口が減少し続け、対象となる世帯数が縮小した場合には、継続した業務の実施が困難となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(メディア事業)

① 個人情報保護について

当社のメディア事業が提供するサービスにおいて、当社は個人情報を保管する場合があります、不正アクセスによる個人情報の流出等の可能性が存在しております。

当社は、徹底した個人情報の管理体制を構築しているため、現在まで個人情報の流出による問題は発生しておりませんが、今後、個人情報の流出等が発生した場合には、当社に対する損害賠償の請求、訴訟、行政官庁等による制裁、刑事罰その他の責任追及等により、社会的信用を失う可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 法的規制について

当社の行う家AGENTは、不動産の仲介業務を行っており、かかる業務を営むには宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事の免許が必要であります。

当社は、同免許を平成26年6月13日に取得（免許番号東京都知事(1)第96717号）しておりますが、今後、何らかの理由により業務停止処分あるいは免許取消処分を受けた場合には、当社の業務遂行および業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 風評等の影響について

当社のメディア事業は、当社のサービスをご利用いただいている方々からの信頼のもとに成り立つものと認識しており、従業員には安定的かつ質の高いサービスを提供するよう指導、教育を行っております。

しかしながら、従業員の不祥事等何らかの理由で、社内、社外を問わず当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ インターネット関連市場について

当社のメディア事業は、インターネットを介してサービスを展開しており、インターネットの利用環境が整備されていくとともに、インターネット関連市場が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。

しかしながら、インターネット環境やその利用に関する新たな規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改定を含む通信事業者の動向等の要因により、今後のインターネット関連市場の発展が阻害される場合や当社の提供するサービスの事業遂行が困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報セキュリティおよびシステムトラブルについて

当社のメディア事業は、サービスおよびそれを支える情報システムならびにインターネット接続環境の安定した稼働が、事業運営の前提であると認識しております。したがって、定期的なデータバックアップやセキュリティ対策を実施しているほか、複数のデータセンターへシステムを分散配置することで、安定的なシステム運用体制の構築に努めております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）、ユーザー数およびアクセス数の急増によるサーバーへの過剰負荷、ソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウイルスへの感染などのトラブルが発生した場合には、サービスの安定的な提供が困難となり、また復旧等に時間を要した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 検索エンジンへの対応について

当社が運営するWebメディア、コンテンツはgoogle等の検索エンジンから多くのユーザーを集めております。

今後も、検索エンジンからの集客を強化すべくSEO等の必要な対策を行ってまいります。検索エンジン側がロジックを変更し検索結果の表示順が変更された場合、当社のWebメディア、コンテンツへの集客に影響が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 顧客の嗜好への対応について

当社が運営するWebメディア、コンテンツは、市場変化などの要因に加え、一部ライフスタイルの変化や顧客嗜好の変化による影響を受けやすい状況にあり、その動向に合致した企画が行われなかった場合、需要が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 競合について

当社が属するメディア業界には、複数の競合企業が存在し、非常に厳しい競争環境にありますが、当社はB t o Cに特化したウェブメディアサービスを展開し、また、営業代行事業で培った営業力を生かし『ウェブリアル』という当社独自の強みを打ち出すことで、他社との差別化を図っております。

しかしながら、今後、大規模法人の参入等により、競争が激化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 季節変動について

不動産業務においては、新年度が始まる2月、3月に転勤・引越にともなう需要が高まり、売上高が増加する傾向にあります。これらの需要増に対応できる業務体制の構築に努めていますが、当社の想定を上回る需要が発生し、業務対応が間に合わない事態になった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 市場の動向について

当社の行うメディア事業は、その業容上、国内における経済情勢の変化等に一定の影響を受けます。当社は、市場の動向を先んじて的確に把握し、その対応策を常に講じておりますが、経済情勢の変化および国内の景気低迷等により、国内の消費が減少した場合は、新規顧客開拓の低迷や既存顧客の減少等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営体制に関するリスク

① 内部管理体制について

当社は、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令・ルールの遵守を当社の行動基準として定めるとともに、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。

しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生する可能性は皆無ではないため、これらの事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 優秀な人材の確保や育成について

当社は、急激な事業拡大に伴って優秀な人材の確保とその育成が重要な課題となっており、内部での人材育成と外部からの人材登用に努めております。

しかしながら、当社の属する市場が今後拡大し、競争が激化した場合、競合他社との人材獲得競争も激化し、当社の人材が外部に流出することや、人材確保に支障をきたす可能性があり、競争力が失われ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 配当政策について

当社は配当による株主への利益還元も重要な経営課題だと認識しております。

当社は、これまでのところ配当を実施しておりませんが、将来においても安定的な収益の獲得が可能であり、かつ、十分な利益が確保できる場合には、内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討しております。

④ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員および従業員に対し新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値および議決権割合が希薄化する可能性があります。

本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は104,660株であり、発行済株式総数の5.2%に相当しております。

⑤ 調達資金の使途について

当社が予定している公募増資による調達資金につきましては、既存事業の拡大および新規事業のための設備投資に充当する予定であります。

しかしながら、当社の事業環境や経営環境が急速に変化する可能性があり、その場合、当初の計画に沿って使用されたとしても想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

⑥ 特定人物への依存について

当社の代表取締役である栗林憲介は、最高経営責任者として経営方針や戦略の決定、事業推進において中心的役割を果たしております。同氏に過度に依存しない経営体制の構築のため、職務権限の委譲、会議体の整備や人員の採用等により社内組織の強化に努めておりますが、同氏が何らかの理由により当社の経営に携わることが困難になった場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、NHKと下記のとおり業務委託契約を締結しております。当該契約は、業務の実施対象となる地区ごとに締結しており、それぞれの契約において、契約期間、業務実施期間、委託費等についての定めがおかれております。

相手先の名称	対象地区	契約期間	契約内容
NHK	契約ごとに定められた地域のうち、NHKが指定する地区	契約ごとに定められた期間	放送受信料の契約・収納業務等

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

この財務諸表の作成にあたっては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内且つ合理的と考えられる見積り及び判断を行っている部分があり、この結果は資産・負債、収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、一部過去の実績に基づく概算数値を用いるために、不確実性が伴っており実際の結果と異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第7期事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（資産）

当事業年度末の資産合計は893,228千円と前期末から比較し322,124千円（56.4%）増加いたしました。

これは主に、現金及び預金が前期末比254,110千円（125.3%）増の456,869千円、営業未収入金が前期末比35,794千円（16.1%）増の257,699千円、ソフトウェアが前期末比17,144千円（前期末は531千円）増の17,675千円となったことによるものであります。

（負債）

当事業年度末の負債合計は503,926千円と前期末と比べ185,193千円（58.1%）増加いたしました。

これは主に、未払人件費を含めた未払費用が前期末比138,968千円（74.6%）増の325,278千円となり、また、未払法人税等が前期末比30,578千円（96.4%）増の62,303千円、未払消費税等が前期末比11,527千円（17.6%）増の76,930千円となったことによるものであります。

（純資産）

利益剰余金が当期純利益の計上により136,930千円増加したことから、純資産額は389,301千円と前期末と比べ136,930千円（54.3%）増加いたしました。

第8期第3四半期累計期間（自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日）

（資産）

当第3四半期累計期間末の資産合計は997,406千円と前期末から比較し104,178千円（11.7%）増加いたしました。

これは主に、営業未収入金が前期末比40,228千円（15.6%）増の297,928千円、投資その他の資産が前期末比42,278千円（71.6%）増の101,320千円、現金及び預金が前期末比16,191千円（3.5%）増の473,061千円となったことによるものであります。

（負債）

当第3四半期累計期間末の負債合計は468,393千円と前期末と比べ35,533千円（7.1%）減少いたしました。

これは主に、預り金が前期末比26,803千円（100.8%）増の53,405千円となったものの、未払法人税等が前期末比30,892千円（49.6%）減の31,410千円、未払人件費を含めた未払費用が前期末比20,076千円（6.2%）減の305,202千円となり、また、未払消費税等が前期末比13,142千円（17.1%）減の63,787千円となったことによるものであります。

（純資産）

利益剰余金が四半期純利益の計上により139,711千円増加したことから、純資産額は529,013千円と前期末と比べ139,711千円（35.9%）増加いたしました。

（3）経営成績の分析

第7期事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（売上高）

当事業年度の売上高につきましては、営業代行事業において、関東地方、関西地方および中国地方に合計3支店を新規に開設し、また、メディア事業の大幅な拡大を行ったことから、3,054,498千円と前期と比べ801,680千円（35.6%）の増収となりました。

（販売費及び一般管理費）

販売費及び一般管理費につきましては、業務の拡大に伴い従業員数が増加したことから、給料及び手当が1,438,985千円（前期比10.2%増）、賞与が284,727千円（前期は該当ありません）となり、また、法定福利費を281,354千円（同54.9%増）計上した結果、販売費及び一般管理費の合計は2,852,553千円（同29.3%増）となりました。この結果、営業利益は201,945千円と前期と比べ155,245千円（332.4%）の増益となりました。

（営業外収益及び営業外費用）

営業外収益は3,203千円（同22.3%減）、営業外費用は2,292千円（同264.0%増）となり、この結果、経常利益は202,856千円と前期と比べ152,661千円（304.1%）の増益となりました。

（特別利益及び特別損失）

特別利益及び特別損失はありません。法人税等合計65,926千円（同128.4%増）を計上した結果、当期純利益は136,930千円と前期と比べ70,038千円（104.7%）の増益となりました。

第8期第3四半期累計期間（自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日）

（売上高）

当第3四半期累計期間の売上高につきましては、営業代行業業において、関東地方および九州地方に合計3支店を新規に開設し、また、メディア事業の大幅な拡大を行ったことから、2,800,683千円となりました。

（販売費及び一般管理費）

販売費及び一般管理費につきましては、業務の拡大に伴い従業員数が増加したことから、給料及び手当が1,386,540千円、賞与が254,177千円となり、また、法定福利費を233,179千円計上した結果、販売費及び一般管理費の合計は2,590,174千円となりました。この結果、営業利益は210,508千円となりました。

（営業外収益及び営業外費用）

営業外収益は7,687千円、営業外費用は3,539千円となり、この結果、経常利益は214,657千円となりました。

（特別利益及び特別損失）

特別利益及び特別損失はありません。法人税等合計74,945千円を計上した結果、四半期純利益は139,711千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、事業運営体制、法的規制等様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があるとして認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 戦略的現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」および「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、メディア事業を今後の事業の柱とすべく、営業代行業業で培った営業ノウハウを活用し、当該事業の拡大を行ってまいります。

また、今後も価値の高いサービスを積極的に展開し、一層の事業領域の拡大を図ってまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手および分析を行い、現在および将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

当事業年度の設備投資については、支店の新規開設および移設に伴い設備の投資等を実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は4,322千円であり、その主なものは、業容の拡大による新規支店の開設に伴う工具、器具及び備品等であります。

なお、セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

(1) 営業代行事業

当事業年度の主な設備投資は、支店の新規開設に伴う器具備品の導入および既存支店の移転に伴う、新事務所の移設工事等を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) メディア事業

当事業年度の主な設備投資は、業務の拡大による新規事務所の開設に伴い、器具備品の導入および設備工事を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) その他

当事業年度に設備投資は行っておりません。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社共通

当事業年度に設備投資は行っておりません。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

第8期第3四半期累計期間（自平成29年3月1日 至平成29年11月30日）

当第3四半期累計期間の設備投資については、支店の新規開設および移設に伴い設備の投資等を実施しておりません。

当第3四半期累計期間の設備投資の総額は15,497千円であり、その主なものは、業容の拡大による新規支店の開設に伴う工具、器具及び備品等であります。

なお、セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

(1) 営業代行事業

当第3四半期累計期間の主な設備投資は、支店の新規開設に伴う器具備品の導入および既存支店の移転に伴う、新事務所の移設工事等を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) メディア事業

当第3四半期累計期間の主な設備投資は、業務の拡大による新規事務所の開設および移転に伴い、器具備品の導入および設備工事を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) その他

当第3四半期累計期間に設備投資は行っておりません。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社共通

当第3四半期累計期間に設備投資は行っておりません。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成29年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物附属設 備	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都豊島区)	—	本社機能	1,719	3,587	—	5,306	80
media lab (東京都豊島区)	メディア事業	支店事務所	551	816	—	1,368	12
家AGENT店舗 (東京都豊島区)	メディア事業	不動産店舗	1,212	441	—	1,654	30
大阪支店 (大阪府大阪市)	営業代行業業	支店事務所	558	282	—	840	50
その他	営業代行業業	支店事務所	784	3,271	—	4,056	242

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 本社の年間賃借料は12,900千円、media labの年間賃借料は6,619千円、家AGENTの年間賃借料は10,688千円、大阪支店の年間賃借料は8,083千円、その他の年間賃借料は41,493千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成30年2月28日現在)

(1) 重要な設備の新設等

当社は、最近日現在において平成31年2月期中に94,000千円、平成32年2月期中に20,000千円のソフトウェア等の開発等を予定しておりますが、その主な内容は、メディア事業におけるアプリ、チャットシステムのASP開発および社内人事システムの開発等であります。なお、資金調達方法は、増資資金を予定しています。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

- (注) 1. 平成29年1月10日開催の臨時取締役会決議に基づき、平成29年2月7日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は4,995,000株増加し、5,000,000株となっております。
2. 平成29年12月25日開催の臨時株主総会により、同日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は1,000,000株減少し、4,000,000株となっております。
3. 平成30年2月14日開催の取締役会決議により、平成30年3月3日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は4,000,000株増加し、8,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	2,000,000	—	—

- (注) 1. 平成29年2月7日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は999,000株増加し、1,000,000株となっております。
2. 平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,000,000株増加し、2,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成29年1月18日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	53,300(注)1	52,330(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,300 (注)1、2	52,330 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	840(注)3	840(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成31年1月19日 至 平成39年1月18日	自 平成31年1月19日 至 平成39年1月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 840 資本組入額 420	発行価格 840 資本組入額 420
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1 株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使できる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
前記(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年2月7日 (注) 1	999,000	1,000,000	—	10,000	—	—
平成30年3月3日 (注) 2	1,000,000	2,000,000	—	10,000	—	—

- (注) 1. 株式分割（1：1,000）によるものであります。
2. 株式分割（1：2）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	5	7	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,000	—	—	7,000	10,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	30.0	—	—	70.0	100	—

(注) 平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	—
単元未満株式	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

(注) 平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより、本書提出日現在において、「完全議決権株式(その他)」の数は1,000,000株増加し、普通株式2,000,000株、議決権の数は10,000個増加し、20,000個、発行済株式総数は1,000,000株増加し、2,000,000株、総株主の議決権の数は10,000個増加し、20,000個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権(平成29年1月18日臨時取締役会決議)

決議年月日	平成29年1月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 32
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成30年2月28日現在におきましては、付与対象者は退職により1名減少し、当社取締役3名、当社従業員31名であり、新株発行予定数は970株失効し、52,330株であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、経営成績および財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。

しかしながら、当社は当期純利益を計上しているものの、未だ内部留保が充実しているとはいえず、また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性およびその実施時期等については未定であります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	栗林 憲介	昭和58年8月27日	平成17年10月 平成20年4月 平成21年1月 平成22年3月 平成26年2月	テナントグランス株式会社 取締役 株式会社レーサム入社 クルーガーグループ株式会社入社 当社設立 代表取締役社長 (現任) 株式会社KKインベストメント設立 代表取締役社長 (現任)	(注) 2	1,100,000 (注) 5
取締役副社長	管理本部長	栗林 圭介	昭和58年8月27日	平成20年4月 平成22年3月 平成26年2月	株式会社サイバード入社 当社設立 取締役副社長兼管理本部長 (現任) 株式会社ケアンドケイ設立 代表取締役社長 (現任)	(注) 2	720,000 (注) 6
専務取締役	経営企画室長	花井 大地	昭和61年3月4日	平成20年4月 平成22年3月 平成23年9月 平成24年4月	株式会社セレブリックス入社 株式会社ビートレード入社 当社入社 当社専務取締役兼経営企画室長 (現任)	(注) 2	60,000
常務取締役	営業統括本部長	前川 英人	昭和58年8月22日	平成17年7月 平成19年11月 平成22年5月 平成23年12月	有限会社群星入社 クルーガーグループ株式会社入社 当社入社 当社常務取締役兼営業統括本部長 (現任)	(注) 2	60,000
取締役	マーケティング統括本部長	鹿内 一勝	昭和58年9月13日	平成15年10月 平成16年10月 平成18年6月 平成20年6月 平成22年7月 平成24年10月	株式会社グローカルリンクス入社 株式会社日本コールセンター取締役 株式会社ベルサポート入社 クルーガーグループ株式会社入社 当社入社 当社取締役兼マーケティング統括本部長 (現任)	(注) 2	60,000
監査役 (常勤)	—	濱野 隆	昭和29年1月13日	昭和52年4月 平成14年9月 平成18年12月 平成19年9月 平成19年9月 平成20年9月 平成22年12月 平成26年12月	株式会社三和銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 株式会社UFJ銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行) コンプライアンス統括部法務室上席調査役 三菱UFJニコス株式会社コンプライアンス統括部法務室上席調査役 イー・ガーディアン株式会社常勤監査役 作新学院大学大学院経営学研究科客員教授 株式会社高純度物質研究所非常勤監査役 株式会社パソロジー研究所社外取締役 当社常勤監査役 (現任)	(注) 3	—
監査役 (非常勤)	—	武藤 浩司	昭和54年5月10日	平成14年4月 平成16年12月 平成20年1月 平成21年6月 平成24年4月 平成25年12月	株式会社三井住友銀行入行 監査法人トーマツ入所 山口不動産株式会社入社 山口不動産株式会社取締役 (現任) 監査法人シェルパートナーズ社員 当社非常勤監査役 (現任)	(注) 3	—
監査役 (非常勤)	—	大濱 正裕	昭和55年10月31日	平成17年10月 平成17年10月 平成21年1月 平成27年9月	弁護士登録 (東京弁護士会) ロア・ユナイテッド法律事務所入所 レイズ・コンサルティング法律事務所 代表弁護士 (現任) 当社非常勤監査役 (現任)	(注) 3	—
計							2,000,000

(注) 1. 監査役 濱野 隆、武藤 浩司および大濱 正裕は、社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役副社長 栗林 圭介は、代表取締役社長 栗林 憲介の弟であります。
5. 代表取締役社長栗林憲介の所有株式数に、同人により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を合計しております。
6. 取締役副社長栗林圭介の所有株式数に、同人により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を合計しております。
7. 当社は、意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	営業統括本部 副本部長	幸野 元太
執行役員	営業統括本部 南日本担当	鈴木 一永
執行役員	営業統括本部 中日本担当	山下 剛功
執行役員	マーケティング統括本部 部長	木村 昂作
執行役員	営業統括本部 東日本担当	中島 佑太

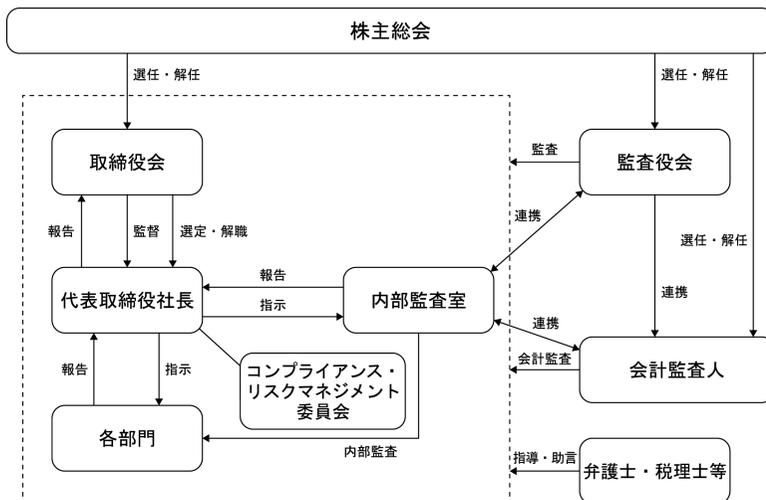
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当を任命し、対応を行っております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名で構成され、経営の最高意思決定機関として法的決議事項および経営に関する重要事項を決議事項、報告事項として付議し、業務執行の意思決定を行っております。

決議事項は定款および取締役会規則に則り取締役5名で決議が行われ、取締役会は、月1回の定時取締役会を開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会には、監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社であります。

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名（うち、社外監査役3名）で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

常勤監査役は、上場会社における財務業務や内部監査業務の経験や知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、経営監視を実施しております。非常勤監査役は、公認会計士、弁護士であり、それぞれの専門的な知識および実務経験から当社の適法性確保を考慮し、職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、内部監査担当者および会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 内部監査室

当社は、内部監査室を代表取締役直属の監査組織として設置しております。内部監査室は、専任担当者1名で構成されており、監査対象からの独立性を確保しながら、内部監査を実施しております。

内部監査では、各部門における業務および制度の運用が諸法令や各規程に準拠し、効率的でかつ妥当であるか否かを監査しております。

内部監査の実施にあたっては、年間の監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た後に、当該計画に基づき全部門に対して内部監査を実施しております。その後、監査結果を代表取締役に報告した後に、被監査部門へ改善事項の提言を行っております。

なお、内部監査室は、監査役会および会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

② 業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- b. 取締役は、毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- c. 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- d. 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- e. 「内部通報制度規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- h. 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- a. 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理本部がリスク管理の主管部門として、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

4. 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- a. 監査役から、監査役職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- b. 当該使用人が監査役職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

5. 当社の監査役への報告に関する体制

a. 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b. 取締役の報告義務

＜1＞ 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

＜2＞ 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- ・業績及び業績見通しの内容
- ・内部監査の内容及び結果
- ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
- ・行政処分の内容
- ・上記に掲げるもののほか、監査役が求める事項

c. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、当社子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査役に直接報告をすることができる。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令または定款違反の事実

d. 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

監査役へ報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

6. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

b. 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

c. 監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

③ 内部監査及び監査役監査

内部監査は、内部監査を担当する内部監査室1名が行っております。内部監査規程に基づき、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況および情報セキュリティ活動の運用状況について定期的に監査を行い、その結果を代表取締役社長に対して報告するとともに、業務の改善および適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。

監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、取締役会に出席し意見を述べるほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。

監査役と内部監査担当者は、内部監査報告書等の共有の他、適宜会合を開催しコミュニケーションを図っております。また、会計監査人と個別に情報を共有しております。

④ 社外取締役及び社外監査役

現在、社外取締役は選任しておりませんが、数名の候補者に打診をしており、平成30年2月期中に選任する予定であります。なお、社外監査役は3名であります。

a. 社外取締役又は社外監査役との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係

社外監査役濱野隆氏、武藤浩司氏および大濱正裕氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

b. 社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外監査役武藤浩司氏は、会計士としての豊富な経験および知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また他社の取締役として企業経営に関与された経験があるため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役濱野隆氏は、企業のコンプライアンス担当および監査役としての経験、実績をはじめとした各領域での専門性を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されており、当社の経営基本方針の決定および業務執行の監督などの役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役大濱正裕氏は、弁護士としての豊富な経験および知識に基づき企業経営や労務問題に対する十分な見識を有しており、また社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

c. 社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針

現在当該基準又は方針は定めておりませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を社外役員として選任することとしております。

d. 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

現在社外取締役は選任しておりませんが、監査役会は3名中3名が社外監査役であり、現在および過去において、当社との間に特別の利害関係の無い、専門性、独立性の高い社外監査役であるため、経営監督および監査体制が強化できるものと考えております。

e. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会において、経営全般および個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述と監督を行います。また、社外監査役は、内部監査専任者および常勤監査役と定期的に監査役監査および会計監査に関して意見交換および相互協議を行い、管理本部に対して監督又は監査を実施するとともに各部門長と適時意見交換を行います。

f. 責任限定契約

当社は、現行定款において、社外役員の責任限定契約に関する規程を設けております。

⑤ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	119,080	98,520	—	20,560	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外監査役	7,500	7,500	—	—	—	3

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、業績、担当職務を勘案した上で役員の報酬等の額を定めております。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
8,000	—	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、事前に提示された監査計画、監査日数および当社の規模等を勘案し、監査公認会計士等と協議のうえ報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)及び当事業年度(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年3月1日から平成29年11月30日まで)の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応できるようにするために、監査法人および各種団体の主催する研修、セミナー等に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

また、公益財団法人財務会計基準機構への加入を予定しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	202,759	456,869
営業未収入金	221,905	257,699
前払費用	49,715	56,248
繰延税金資産	4,563	13,873
立替金	15,660	15,698
その他	260	2,893
流動資産合計	494,864	803,283
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	9,815	10,298
減価償却累計額	△4,412	△5,470
建物附属設備（純額）	5,402	4,827
工具、器具及び備品	24,602	25,778
減価償却累計額	△12,806	△17,379
工具、器具及び備品（純額）	11,795	8,399
その他	177	—
減価償却累計額	△177	—
その他（純額）	0	—
有形固定資産合計	17,197	13,226
無形固定資産		
ソフトウェア	531	17,675
ソフトウェア仮勘定	9,302	—
無形固定資産合計	9,834	17,675
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期前払費用	985	685
繰延税金資産	3,164	6,499
敷金及び保証金	45,028	51,827
投資その他の資産合計	49,207	59,042
固定資産合計	76,239	89,944
資産合計	571,104	893,228

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
未払金	12,010	12,812
未払費用	186,309	325,278
未払法人税等	31,724	62,303
未払消費税等	65,402	76,930
前受金	1	—
預り金	23,283	26,602
流動負債合計	318,732	503,926
負債合計	318,732	503,926
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	242,371	379,301
利益剰余金合計	242,371	379,301
株主資本合計	252,371	389,301
純資産合計	252,371	389,301
負債純資産合計	571,104	893,228

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	473,061
営業未収入金	297,928
その他	84,968
流動資産合計	855,958
固定資産	
有形固定資産	23,991
無形固定資産	16,135
投資その他の資産	101,320
固定資産合計	141,447
資産合計	997,406
負債の部	
流動負債	
未払費用	305,202
未払法人税等	31,410
未払消費税等	63,787
その他	67,992
流動負債合計	468,393
負債合計	468,393
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	519,013
株主資本合計	529,013
純資産合計	529,013
負債純資産合計	997,406

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
売上高	2,252,817	3,054,498
売上総利益	2,252,817	3,054,498
販売費及び一般管理費	※1 2,206,117	※1 2,852,553
営業利益	46,700	201,945
営業外収益		
受取利息	21	2
受取手数料	1,089	1,291
経営指導料	1,200	—
助成金収入	360	1,580
雑収入	1,290	330
その他	163	—
営業外収益合計	4,124	3,203
営業外費用		
支払利息	503	149
支払手数料	96	2,122
雑損失	29	19
営業外費用合計	629	2,292
経常利益	50,195	202,856
特別利益		
保険解約返戻金	40,805	—
子会社清算益	※2 4,753	—
特別利益合計	45,559	—
税引前当期純利益	95,754	202,856
法人税、住民税及び事業税	33,461	78,571
法人税等調整額	△4,598	△12,644
法人税等合計	28,862	65,926
当期純利益	66,891	136,930

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)
売上高	2,800,683
売上総利益	2,800,683
販売費及び一般管理費	※1 2,590,174
営業利益	210,508
営業外収益	
受取手数料	3,199
助成金収入	3,840
雑収入	646
その他	1
営業外収益合計	7,687
営業外費用	
支払手数料	3,539
営業外費用合計	3,539
経常利益	214,657
税引前四半期純利益	214,657
法人税、住民税及び事業税	70,613
法人税等調整額	4,331
法人税等合計	74,945
四半期純利益	139,711

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	175,479	175,479	185,479	185,479
当期変動額					
当期純利益		66,891	66,891	66,891	66,891
当期変動額合計	—	66,891	66,891	66,891	66,891
当期末残高	10,000	242,371	242,371	252,371	252,371

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	242,371	242,371	252,371	252,371
当期変動額					
当期純利益		136,930	136,930	136,930	136,930
当期変動額合計	—	136,930	136,930	136,930	136,930
当期末残高	10,000	379,301	379,301	389,301	389,301

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	95,754	202,856
減価償却費	13,847	14,653
受取利息	△21	△2
支払利息	503	149
保険解約返戻金	△40,805	—
子会社清算損益 (△は益)	△4,753	—
営業未収入金の増減額 (△は増加)	△80,645	△35,794
前払費用の増減額 (△は増加)	△14,517	△6,532
立替金の増減額 (△は増加)	△1,084	△37
未払金の増減額 (△は減少)	2,923	△149
未払費用の増減額 (△は減少)	51,036	138,968
未払消費税等の増減額 (△は減少)	9,686	11,527
預り金の増減額 (△は減少)	△6,915	3,318
その他	917	2,334
小計	25,924	331,293
利息の受取額	21	2
利息の支払額	△503	△149
法人税等の支払額	△2,367	△47,992
法人税等の還付額	16,513	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,589	283,152
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,607	△4,322
無形固定資産の取得による支出	△6,326	△10,650
敷金及び保証金の差入による支出	△13,112	△14,069
保険積立金の解約による収入	73,345	—
子会社の清算による収入	14,753	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,053	△29,041
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	99,643	254,110
現金及び現金同等物の期首残高	103,115	202,759
現金及び現金同等物の期末残高	※1 202,759	※1 456,869

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6～10年
工具、器具及び備品	3～20年
その他	2年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6～10年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当会計年度において、この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成30年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
当座貸越極度額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	200,000千円	200,000千円

(損益計算書関係)

- ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
給料及び手当	1,306,188千円	1,438,985千円
賞与	一千円	284,727千円
おおよその割合		
販売費	89.0%	89.4%
一般管理費	11.0%	10.6%

- ※2 子会社清算益

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

当社の子会社である株式会社ジェイブリッジの清算に伴う配当金4,753千円を計上しております。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成 27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000	—	—	1,000

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成 28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000	999,000	—	1,000,000

(変動事由の概要)

株式の分割

平成29年 2月 7日付で普通株式 1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
現金及び預金	202,759千円	456,869千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—千円	—千円
現金及び現金同等物	202,759千円	456,869千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については概ね自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取引先の財務状況等を把握しております。

営業債務である未払金および未払費用は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち88.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	202,759	202,759	—
(2) 営業未収入金	221,905	221,905	—
(3) 敷金及び保証金	45,028	43,967	△1,060
資産計	469,692	468,632	△1,060
(1) 未払金	12,010	12,010	—
(2) 未払法人税等	31,724	31,724	—
(3) 未払消費税等	65,402	65,402	—
負債計	109,137	109,137	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	202,759	—	—	—
営業未収入金	221,905	—	—	—
敷金及び保証金	—	16,262	27,865	900
合計	424,664	16,262	27,865	900

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については概ね自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取引先の財務状況等を把握しております。

営業債務である未払金および未払費用は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち80.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	456,869	456,869	—
(2) 営業未収入金	257,699	257,699	—
(3) 敷金及び保証金	51,827	50,932	△894
資産計	766,397	765,502	△894
(1) 未払金	12,812	12,812	—
(2) 未払法人税等	62,303	62,303	—
(3) 未払消費税等	76,930	76,930	—
負債計	152,045	152,045	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	456,869	—	—	—
営業未収入金	257,699	—	—	—
敷金及び保証金	—	26,148	23,353	2,325
合計	714,569	26,148	23,353	2,325

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成29年1月18日
付与対象者の区分および人数	当社取締役3名 当社管理職等32名
株式の種類および付与数	普通株式 53,300株
付与日	平成29年2月13日
権利確定条件	付与日(平成29年2月13日)から権利確定日(平成31年1月18日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成29年2月13日～平成31年1月18日
権利行使期間	平成31年1月19日～平成39年1月18日

(2) スtock・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度(平成29年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

決議年月日	平成29年1月18日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	53,300
失効	—
権利確定	—
未確定残	53,300
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

決議年月日	平成29年1月18日
権利行使価格(円)	840
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び純資産法の折衷法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
②当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,353千円
未払事業所税	617 〃
未払労働保険料	592 〃
未払社会保険料	— 〃
減価償却費超過額	1,218 〃
ソフトウェア	1,364 〃
資産除去債務	1,031 〃
その他	365 〃
繰延税金資産小計	8,543千円
評価性引当額	△815 〃
繰延税金資産合計	7,728千円
繰延税金資産純額	7,728千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)
法定実効税率	37.1%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8%
中小法人軽減税	△1.1%
住民税均等割等	1.0%
税額控除	△6.0%
評価性引当額	0.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の37.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年3月1日以降のものについては35.4%に変更されております。

なおこの税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産	
未払事業税	6,538千円
未払事業所税	939 〃
未払労働保険料	1,145 〃
未払社会保険料	5,249 〃
減価償却費超過額	3,325 〃
ソフトウェア	2,438 〃
資産除去債務	1,375 〃
その他	337 〃
繰延税金資産小計	21,349千円
評価性引当額	△976 〃
繰延税金資産合計	20,372千円
繰延税金資産純額	20,372千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.6%
中小法人軽減税	△0.4%
住民税均等割等	0.6%
税額控除	△6.7%
評価性引当額	0.1%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年3月1日から平成31年2月28日までのものは34.8%、平成31年3月1日以降のものについては34.6%にそれぞれ変更されております。

なおこの税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

当社は、本社および支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当社は、本社および支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、営業代行業業、メディア事業、その他関連事業を営んでおり、本社および各支店にて事業活動を展開しております。

当社の報告セグメントは、事業内容により区分しており、「営業代行業業」、「メディア事業」の2つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	調整 (注)2	合計
	営業代行業業	メディア事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,125,014	103,557	2,228,571	24,246	—	2,252,817
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,125,014	103,557	2,228,571	24,246	—	2,252,817
セグメント利益または 損失(△)	212,839	△121,314	91,525	1,806	△46,631	46,700
セグメント資産	316,879	29,381	346,261	10,731	214,111	571,104
その他の項目						
減価償却費	8,488	2,486	10,975	—	2,872	13,847
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,586	5,021	8,607	—	—	8,607

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仲介手数料事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△46,631千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額214,411千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産214,111千円であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金202,759千円であります。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、営業代行業業、メディア事業、その他関連事業を営んでおり、本社および各支店にて事業活動を展開しております。

当社の報告セグメントは、事業内容により区分しており、「営業代行業業」、「メディア事業」の2つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	調整 (注) 2	合計
	営業代行業業	メディア事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,643,897	397,409	3,041,306	13,191	—	3,054,498
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,643,897	397,409	3,041,306	13,191	—	3,054,498
セグメント利益または 損失(△)	300,236	△44,765	255,471	503	△54,029	201,945
セグメント資産	346,590	63,421	410,012	3,750	479,465	893,228
その他の項目						
減価償却費	7,987	4,737	12,724	—	1,928	14,653
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	22,764	1,510	24,275	—	—	24,275

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仲介手数料事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△54,029千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額479,465千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産479,465千円であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金456,869千円であります。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて、同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NHK	2,101,840	営業代行事業

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて、同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NHK	2,643,897	営業代行事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	栗林 憲介	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接35.0%	債務被保証	当社不動産賃 借に対する債 務被保証	(被保証額) 102,063	—	—
役員	鹿内 一勝	—	—	当社取締役	(被所有) 直接3.0%	債務被保証	当社不動産賃 借に対する債 務被保証	(被保証額) 517	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 当社の事務所等の賃貸借契約について債務保証を受けております。なお、当社不動産賃借に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末から各物件の賃貸借期間における支払総額を記載しております。また、保証料の支払いはありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合(%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	栗林 憲介	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接35.0%	債務被保証	当社不動産賃 借に対する債 務被保証	(被保証額) 77,424	—	—
役員	鹿内 一勝	—	—	当社取締役	(被所有) 直接3.0%	債務被保証	当社不動産賃 借に対する債 務被保証	(被保証額) 1,207	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2 当社の事務所等の賃貸借契約について債務保証を受けております。なお、当社不動産賃借に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末から各物件の賃貸借期間における支払総額を記載しております。また、保証料の支払いはありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり純資産額	126.19円	194.65円
1株当たり当期純利益金額	33.45円	68.47円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成29年2月7日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割および平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。
前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	66,891	136,930
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	66,891	136,930
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(株式分割)

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の割合および時期

平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,000,000株

今回の分割により増加する株式数 1,000,000株

株式分割後の発行済株式総数 2,000,000株

株式分割後の発行可能株式総数 8,000,000株

(3) 新株予約権の権利行使価格の調整

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	840円	420円

【注記事項】

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)
給料及び手当	1,386,540千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)
減価償却費	12,858千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	調整 (注)2	合計
	営業代行事業	メディア事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,264,343	524,963	2,789,307	11,376	—	2,800,683
セグメント間の内部 売上高または振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,264,343	524,963	2,789,307	11,376	—	2,800,683
セグメント利益	216,749	31,569	248,318	807	△38,618	210,508

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仲介手数料業務を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△38,618千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	69円86銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	139,711
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	139,711
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の割合および時期

平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,000,000株

今回の分割により増加する株式数 1,000,000株

株式分割後の発行済株式総数 2,000,000株

株式分割後の発行可能株式総数 8,000,000株

(3) 新株予約権の権利行使価格の調整

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	840円	420円

⑤ 【附属明細表】（平成29年2月28日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	9,815	1,265	782	10,298	5,470	1,382	4,827
車両運搬具	177	—	177	—	—	—	—
工具、器具及び備品	24,602	3,056	1,880	25,778	17,379	5,689	8,399
有形固定資産計	34,594	4,322	2,840	36,076	22,850	7,071	13,226
無形固定資産							
ソフトウェア	741	19,953	—	20,694	3,018	2,808	17,675
ソフトウェア仮勘定	9,302	10,650	19,953	—	—	—	—
無形固定資産計	10,044	30,603	19,953	20,694	3,018	2,808	17,675
長期前払費用	1,500	—	—	1,500	814	300	685

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	内装工事	1,265	千円
工具、器具及び備品	防犯設備	2,256	千円
	複合機	800	千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (平成29年2月28日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	456,869
計	456,869
合計	456,869

② 営業未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
NHK	208,026
(株)エムフロ	27,681
(株)エスフィット	4,746
(株)アエラス	3,402
(株)ワンジェネレーション	915
その他	12,926
合計	257,699

営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
221,905	3,298,683	3,262,889	257,699	92.7	26.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 前払費用

相手先	金額(千円)
(株)DYM	34,560
エン・ジャパン(株)	2,998
(株)ルーツ	1,728
(株)マイナビ	1,296
(株)マイナビワークス	1,296
その他	14,369
合計	56,248

④ 敷金及び保証金

品名	金額(千円)
東急不動産(株)	9,136
(株)幸伸ビル	6,451
(株)東急コミュニティー	4,993
旭ハウス工業(株)	4,662
三宅啓史	3,923
その他	22,660
合計	51,827

⑤ 未払費用

相手	金額(千円)
従業員	230,403
役員	29,420
(株)エムフロ	3,875
トヨタファイナンス(株)	2,581
(株)フォーバルテレコム	2,126
その他	56,871
合計	325,278

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日までの1年
定時株主総会	毎年5月
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—(注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合の広告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.n-links.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項 に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】
当社には、親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】
該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成29年2月13日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 53,300株
発行価格	1株につき 840円(注)3
資本組入額	420円
発行価額の総額	44,772,000円
資本組入額の総額	22,386,000円
発行方法	平成29年1月18日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規程に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年2月28日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき840円
行使期間	平成31年1月19日から 平成39年1月18日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、当社もしくは当社関係会社の従業員が定年により退職した場合、または取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>③ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当て契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(注) 退職により従業員1名970株分の権利が喪失しております。

5. 平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」および「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」および「資本組入額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
花井 大地	東京都練馬区	会社役員	4,620	3,880,800 (840)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
前川 英人	東京都豊島区	会社役員	3,890	3,267,600 (840)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鹿内 一勝	東京都豊島区	会社役員	3,890	3,267,600 (840)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
岩見 真人	神奈川県川崎市中原区	会社員	1,940	1,629,600 (840)	当社の従業員
幸野 元太	千葉県松戸市	会社員	1,940	1,629,600 (840)	当社の従業員
山下 剛功	愛知県名古屋市中区	会社員	1,940	1,629,600 (840)	当社の従業員
鈴木 一永	福岡県福岡市中央区	会社員	1,940	1,629,600 (840)	当社の従業員
木村 昂作	東京都八王子市	会社員	1,940	1,629,600 (840)	当社の従業員
中島 佑太	東京都世田谷区	会社員	1,700	1,428,000 (840)	当社の従業員
荒沢 貴宏	東京都調布市	会社員	1,700	1,428,000 (840)	当社の従業員
佐源太 丈二	千葉県市川市	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
豊田 暁彦	東京都新宿区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
上杉 亮太	千葉県千葉市中央区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
元吉 賢輔	福岡県北九州市八幡西区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
関塚 侑宏	愛知県名古屋市中村区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
安部 晃司	東京都新宿区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
黒津 貴大	愛媛県松山市	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
藤野 訓靖	東京都豊島区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
上田 育也	東京都板橋区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
長谷川 洋	京都府京都市下京区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
森本 達也	大阪府大阪市鶴見区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
中村 怜史	福岡県北九州市八幡西区	会社員	1,450	1,218,000 (840)	当社の従業員
菅原 岬	埼玉県狭山市	会社員	970	814,800 (840)	当社の従業員
川嶋 和也	神奈川県川崎市川崎区	会社員	970	814,800 (840)	当社の従業員
榎原 悠介	滋賀県大津市	会社員	970	814,800 (840)	当社の従業員
岸 悠太	大阪府大阪市西区	会社員	970	814,800 (840)	当社の従業員
三石 航	大阪府大阪市北区	会社員	970	814,800 (840)	当社の従業員
阿部 海大	神奈川県横浜市西区	会社員	970	814,800 (840)	当社の従業員
岩井 勇太	東京都豊島区	会社員	970	814,800 (840)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中田 竜太	大阪府大阪市北区	会社員	720	604,800 (840)	当社の従業員
播野 克明	愛知県名古屋市中村区	会社員	480	403,200 (840)	当社の従業員
宮内 敏幸	埼玉県朝霞市	会社員	480	403,200 (840)	当社の従業員
村田 茂	東京都豊島区	会社員	480	403,200 (840)	当社の従業員
小野瀬 崇人	東京都豊島区	会社員	480	403,200 (840)	当社の従業員

- (注) 1. 退職により従業員1名970株分の権利が喪失しております。
2. 平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に對 する所有株式数 の割合(%)
栗林 憲介 ※1、2	東京都文京区	700,000	33.26
栗林 圭介 ※1、3、4	東京都新宿区	520,000	24.71
㈱KKインベストメント ※1、6	佐賀県唐津市七山馬川120番地	400,000	19.01
㈱ケイアンドケイ ※1、6	佐賀県唐津市七山馬川120番地	200,000	9.50
花井 大地 ※1、3	東京都練馬区	69,240 (9,240)	3.29 (0.44)
前川 英人 ※1、3	東京都豊島区	67,780 (7,780)	3.22 (0.37)
鹿内 一勝 ※1、3	東京都豊島区	67,780 (7,780)	3.22 (0.37)
岩見 真人 ※5	神奈川県川崎市中原区	3,880 (3,880)	0.18 (0.18)
幸野 元太 ※5	千葉県松戸市	3,880 (3,880)	0.18 (0.18)
山下 剛功 ※5	愛知県名古屋市中区	3,880 (3,880)	0.18 (0.18)
鈴木 一永 ※5	福岡県福岡市中央区	3,880 (3,880)	0.18 (0.18)
木村 昂作 ※5	東京都八王子市	3,880 (3,880)	0.18 (0.18)
中島 佑太 ※5	東京都世田谷区	3,400 (3,400)	0.16 (0.16)
荒沢 貴宏 ※5	東京都調布市	3,400 (3,400)	0.16 (0.16)
佐源太 丈二 ※5	千葉県市川市	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
豊田 暁彦 ※5	東京都新宿区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
上杉 亮太 ※5	千葉県千葉市中央区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
元吉 賢輔 ※5	福岡県北九州市八幡西区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
関塚 侑宏 ※5	愛知県名古屋市中村区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
安部 晃司 ※5	東京都新宿区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
黒津 貴大 ※5	愛媛県松山市	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
藤野 訓靖 ※5	東京都豊島区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
上田 育也 ※5	東京都板橋区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
長谷川 洋 ※5	京都府京都市下京区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
森本 達也 ※5	大阪府大阪市鶴見区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
中村 怜史 ※5	福岡県北九州市八幡西区	2,900 (2,900)	0.14 (0.14)
菅原 岬 ※5	埼玉県狭山市	1,940 (1,940)	0.09 (0.09)
川嶋 和也 ※5	神奈川県川崎市川崎区	1,940 (1,940)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
榑原 悠介 ※5	滋賀県大津市	1,940 (1,940)	0.09 (0.09)
岸 悠太 ※5	大阪府大阪市西区	1,940 (1,940)	0.09 (0.09)
三石 航 ※5	大阪府大阪市北区	1,940 (1,940)	0.09 (0.09)
阿部 海大 ※5	神奈川県横浜市西区	1,940 (1,940)	0.09 (0.09)
岩井 勇太 ※5	東京都豊島区	1,940 (1,940)	0.09 (0.09)
中田 竜太 ※5	大阪府大阪市北区	1,440 (1,440)	0.07 (0.07)
播野 克明 ※5	愛知県名古屋市中村区	960 (960)	0.05 (0.05)
宮内 敏幸 ※5	埼玉県朝霞市	960 (960)	0.05 (0.05)
村田 茂 ※5	東京都豊島区	960 (960)	0.05 (0.05)
小野瀬 崇人 ※5	東京都豊島区	960 (960)	0.05 (0.05)
計	—	2,104,660 (104,660)	100.00 (4.97)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 - 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
 - 3 特別利害関係者等（当社取締役）
 - 4 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等内の血族）
 - 5 当社従業員
 - 6 特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社）
2. ()は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月5日

株式会社エヌリンクス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌリンクスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌリンクスの平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月5日

株式会社エヌリンクス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌリンクスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌリンクスの平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年3月5日

株式会社エヌリンクス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌリンクスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エヌリンクスの平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

